指定する市町村	指定の効力が生ずる日
広島県広島市	平成二十九年四月一日
長野県高森町	平成二十九年七月一日
岩手県紫波町	平成二十九年八月一日

○農林水産省告示第四百四十号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

「規定に基づき、同号の」を削る。

第一項中第五十七号を削り、第五十八号を第五十七号とし、第五十九号を第五十八号とし、第六十号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十　石家荘市徳遠食品有限公司藥城分公司の登録番号第一三〇〇／〇三一六〇号の施設（中華人民共和国・河北省石家荘市所在）

第一項中第九十七号を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第百号を第九十九号とし、第百一号を削り、第百二号を第百号とし、第百三号から第百二十一号までを二号ずつ繰り上げ、第百二十二号を第百二十号とし、同号に次の一号を加える。

百二十一　山東省新和盛衣牧集団有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三四五五号の施設（中華人民共和国・山東省維坊市所在）

第一項中第百二十三号を第百二十二号とし、第百二十四号から第百二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第百二十九号を第百二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十九　山東神龍食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一五〇五六号の施設（中華人民共和国・山東省莱陽市所在）

第一項中第百五十九号を第百六十号とし、第百五十四号から第百五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十三号の次に次の一号を加える。

百五十四　エスフード株式会社陰城工場の登録番号第ＭＯ一五一四〇〇二号の施設（大韓民国・忠清北道陰城郡所在）

第二項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　石家荘市徳遠食品有限公司藥城分公司の登録番号第一三〇〇／〇三一六〇号の施設（中華人民共和国・河北省石家荘市所在）

第二項中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を第五十五号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第五十六号とし、第五十九号から第八十六号までを二号ずつ繰り上げ、第八十七号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六　山東省新和盛衣牧集団有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三四五五号の施設（中華人民共和国・山東省維坊市所在）

第二項中第八十八号を第八十七号とし、第八十九号から第九十二号までを一号ずつ繰り上げ、第九十三号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三　山東神龍食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一五〇五六号の施設（中華人民共和国・山東省莱陽市所在）

○農林水産省告示第四百四十一号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第十七条の二の規定に基づき、次に掲げる法人を家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十四条第一項第一号の証明書を発行することができる法人として指定したので、告示する。

平成二十九年三月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

名称	住所	証明書を発行することができる家畜の種類
ブリティッシュ　ピッグ　アソシエーション	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　ケンブリッジシャー州　ケンブリッジ	豚

○国土交通省告示第二百十七号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条第一号及び第二号並びに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第一号の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する告示

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法の一部改正）

第一条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成五年建設省告示第千六百二号）の一部を次のように改正する。

別表第1宮城県の項中「富谷町」を「富谷市」に改める。

別表第2中

茨城県下館市	0.75

を

宮城県富谷町	0.75
茨城県下館市	0.75

に改める。

（公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部改正）

第二条　公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等（平成八年建設省告示第千七百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県の項中「富谷町」を「富谷市」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。